

報道関係者各位

平成 28 年 4 月 25 日

【照会先】

労働基準局監督課

課長 荒木 祥一

課長補佐 片倉 和弘

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5547)

(直通電話) 03(3502)5308

## 日本バス協会に対し、労働時間管理等の徹底を要請しました

厚生労働省は、本日、労働基準局長から公益社団法人日本バス協会に対して、バス運転者の労働時間管理等の徹底に関する要請を行いました。

この要請は、今年 1 月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、全国の労働基準監督署において実施した、貸切バス事業者に対する緊急の集中監督の結果を踏まえたものです。

また、都道府県労働局に対しても、都道府県バス協会およびバス協会未加入貸切バス事業者に対して、同趣旨の要請を行うよう指示しました。

公益社団法人日本バス協会への要請の内容は、以下の通りです。

### 【要請の内容】

- 1) バス運転者の労働時間などについては、労働基準法及び改善基準告示\*に定められた規定の遵守を、改めて徹底すること。
- 2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行ったバス運転者に対しては、面接指導などを行うとともに、労働時間の短縮などの適切な措置を講じること。
- 3) バス運転者の健康管理を適切に行うため、労働安全衛生法に基づく健康診断を確実に実施すること。また、所見が認められたバス運転者に対しては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、適切な就業上の措置を講じること。
- 4) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間などの管理、乗務開始前の点呼等の実施、適正な走行計画の作成など、適切な措置を講じること。

\*改善基準告示とは 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」のことで、バス、タクシー、トラックなどの自動車運転者の労働時間などの労働条件の向上を図るためのものをいう。自動車運転者の業務の特性を踏まえ、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい「拘束時間」「休息期間」「運転時間」などの基準を含む。